

わかたけ保育園 熱中症対策について

目的

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけその状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防ぐ。

これらを実現するために、以下3つの項目について整備する。

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」

対象

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業を対象とする。

1. 「体制整備」について

熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚 症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）をあらかじめ定め、関係労働者に対して周知する。

2. 「手順作成」について

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地の提示。
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、重篤化を防止するための措置の実施手順作成。

3. 「関係者への周知」

すべての関係者に確実に周知する必要がある。効果的な周知のために、以下の方法を組み合わせて実施する。

- ・職員会議、夜間会議で周知する。
- ・季節の変わり目や高温期の前に再度注意喚起する。
- ・目に留まりやすい場所への掲示など

熱中症の恐れがある職員に対する処置
「体制整備（緊急連絡先）」・「手順作成」・「関係者への周知」

- ・熱中症のおそれのある者を発見
- ・自覚症状のある者

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、
失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の
硬直、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温等

・返事がおかしい

・ぼーっとしている

など、普段と様子がおかし
い場合も、熱中症のおそれ
ありとして取り扱うことが
適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関までの搬送の間や経過
観察中は一人にしない。
(単独作業の場合は、常に連絡
できる状態を維持する)

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際して
は、必要に応じて、救急隊を
要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に
迷う場合は、
#7119等を活用するなど、
専門機関や医療機関に相談
し、専門家の指示を仰ぐこと
も考えられる。

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症の恐れがある職員に対する処置

